

交 規 第 6 7 0 号
令 和 3 年 2 月 2 2 日

交通部内所属長
各 警 察 署 長 殿

交 通 部 長

道路法等の一部を改正する法律等の施行に伴う対応に係る細目的事項について道路法等の一部を改正する法律（令和2年法律第31号。以下「改正法」という。）等の内容及び留意事項については、「道路法等の一部を改正する法律等の施行に伴う交通警察の対応について」（令和3年2月22日付け交規第669号）をもって通達されたところであるが、その細目的事項については下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

また、道路法等の一部を改正する法律等の施行に当たり、国土交通省道路局から各地方整備局等に対し、「歩行者利便増進施設等のための道路占用者の公募による選定制度について」（令和2年11月25日付け国道利第26号。以下「公募占用通知」という。）その他の通知が発出されているので参考までに添付する。

なお、本通達については、警察庁において国土交通省道路局と協議済みである。

記

第1 特定車両停留施設関係

1 特定車両停留施設の設置に係る道路管理者からの意見聴取への対応上の留意事項（法第95条の2関係）

改正法による改正後の道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第95条の2第1項の規定により、道路管理者は、特定車両停留施設を設けようとするときは、当該施設を設けようとする地域を管轄する都道府県公安委員会の意見を聴かなければならないこととされた。

当該意見聴取は、法第48条の30第1項に基づき指定される車両の種類を明らかにした上でなされることから、当該意見聴取がなされた場合は、当該特定車両停留施設周辺の道路上に車両が滞留しないよう、周辺の交通流等の交通実態、施設等の設置による交通の安全と円滑への影響等を勘案した上で、交通管理上必要な意見を申し入れるとともに、当該特定車両停留施設が設けられた後

においても、適宜、許可車両にかかる情報が共有されるようにすること。

なお、特定車両停留施設を設けるに当たり、道路管理者は許可を受けていない車両が特定車両停留施設において停留することを防止するため道路標識「許可車両専用(325の5-A~C)」又は「許可車両(組合せ)専用(325の6)」を設置することから、特定車両停留施設が新たに設けられる場合は、交通規制の見直し等について検討すること。

2 特定車両停留施設の構造及び基準に関する道路管理者との協議への対応上の留意事項（特定車両停留施設の構造及び設備に関する基準を定める省令第3条第3項関係）

特定車両停留施設の構造及び設備に関する基準を定める省令（令和2年国土交通省令第91号）第3条第3項において、同条第1項及び第2項の規定は、道路管理者が特定車両停留施設の存する地域を管轄する都道府県公安委員会と協議して当該出口又は入口の設置が当該道路における道路交通の円滑と安全を阻害しないと認める場合については適用されないこととされている。

については、道路管理者から当該協議を受けた場合は、特定車両の出口及び入口における視認性の有無、特定車両の誘導車路の十分な確保の有無、特定車両が特定車両停留施設へ出入りすることに伴う一般交通との錯綜や渋滞の発生等の防止措置の有無、歩行者等の安全の確保の有無等に留意し、必要な意見を申し入れること。

3 自動車駐車場等運営権者による道路占用に係る協議への対応上の留意事項

法第48条の45の規定により、自動車駐車場等運営権者が運営等を行う自動車駐車場等において、道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（令和2年国土交通省令第90号）による改正後の道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）第4条の24に定める行為を行う際、道路占用については自動車駐車場等運営権者と道路管理者との協議が成立することをもって、法第32条第1項又は第3項の許可があったものとみなされることとされた。

この場合において、当該行為が道路交通法（昭和35年法律第105号）第77条第1項に規定する道路の使用の許可を必要とする場合には、道路管理者はあらかじめ当該地域を管轄する警察署長に協議するものとされたので、法第32条第5項に規定する協議と同様、適切に対応すること。

第2 歩行者利便増進道路関係

1 意見聴取等に係る基本的な考え方

道路管理者と都道府県公安委員会等は、従前から、各種事業等の計画段階か

ら実施段階に至るまで相互に緊密に連携してきたところ、改正法により新設される歩行者利便増進道路制度においても、その必要性が変わるところはなく、以下の2から6の各段階における、それぞれ異なる観点からの重層的な調整は、それぞれの調整を前提としたその後の調整を更に円滑に行うとともに、それぞれの事務・事業を迅速に実施することを目的とするものであることから、以下の各段階において、道路管理者との間で協議が調った場合には、それを前提とし、以後の手續・協議を迅速化すること。

また、歩行者利便増進道路制度が、新型コロナウイルス感染症対策としての沿道飲食店等の路上利用に対応可能な制度であるとともに、快適な生活環境の確保と地域の活力の創造といった社会的な課題にも対応することができる制度であることを踏まえ、歩行者利便増進道路に係る意見聴取等を受けた場合において、交通の安全と円滑への影響が懸念されるときには、道路管理者と連携して、どのようにすれば交通の安全と円滑を確保できるかという観点から解決策を検討するなど積極的な対応を行うこと。

2 歩行者利便増進道路の指定に係る意見聴取への対応

法第48条の20第1項又は第3項の規定により、道路管理者が歩行者利便増進道路を指定するときは、法第95条の2第1項の規定により、当該指定をしようとする道路の存する地域を管轄する都道府県公安委員会の意見を聴かなければならないこととされた。

この場合において、道路管理者から、歩行者利便増進道路に指定する区間が分かる資料（平面図、断面図等）、想定される占用物等の配置や利用時間帯を踏まえた歩行者や車両の交通状況に係る資料、現況交通量に係る資料、当該道路の改築に係る資料（当該道路の改築を予定している場合に限る。）等を用いて意見聴取がなされることとなるから、当該区間における歩行者、自転車及び自動車等の交通流及び交通量や、道路利用者のニーズを考慮した上で、当該指定による道路の改築等の必要性や、歩行者利便増進施設等による道路占用が行われることに伴う道路交通への影響について、必要な意見を申し入れること。

また、当該指定に伴い、交通規制について見直し、又はう回路における交通対策の必要性を検討する等、適切に対応すること。

3 歩行者利便増進道路の改築に係る意見聴取への対応

法第95条の2第1項の規定により、道路管理者は、歩行者利便増進道路の改築を実施するときは、当該改築をしようとする道路の存する地域を管轄する都道府県公安委員会の意見を聴かなければならないこととされている。

この場合において、道路管理者から、計画平面図、計画断面図、改築により影響が生じる周辺道路の交通量推計及び影響への対応策、交通量推計の結果と

既存の交通容量との比較に係る資料、当該道路が歩行者利便増進道路に指定された後に想定される利用時間帯及び利用形態に係る資料並びに運用開始までのスケジュールに係る資料を用いて意見聴取がされることとなるため、信号機の運用、交通規制の見直しの要否等について検討した上で、必要な意見を申し入れること。

特に、当該道路における歩行者の安全と円滑な通行を確保するため、歩行者・自転車・自動車の適切な分離が図られるよう、意見を申し入れること。

なお、改築に伴い、交通規制の必要性が生じた場合は、将来的な交通状況や想定される利用時間帯及び形態を勘案した上で、交通規制を適切に実施すること。

4 利便増進誘導区域の概要と対応上の留意事項

(1) 利便増進誘導区域の指定

法第33条第2項第3号の規定により、道路管理者が利便増進誘導区域を指定するに当たり、道路管理者が当該区域を指定する基本的な要件は、以下のア及びイの基準のとおりとされた。

なお、利便増進誘導区域は、道路管理者が歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導することを目的として当該道路区域内に指定するものである。

ア 歩行者の通行のための幅員の確保

(ア) 歩道（構造令第2条第2号）に利便増進誘導区域を指定する場合

道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和2年政令第329号。以下「改正令」という。）による改正後の道路構造令（昭和45年政令第320号。以下「構造令」という。）第11条第3項に規定する幅員（歩行者の交通量が多い道路にあっては、3.5 m以上、その他の道路にあっては2 m以上）が確保されていること。

(イ) 自転車歩行者道（構造令第2条第3号）に利便増進誘導区域を指定する場合

構造令第10条の2第2項に規定する幅員（歩行者の交通量が多い道路にあっては、4 m以上、その他の道路にあっては3 m以上）が確保されていること。

(ウ) 自転車歩行者専用道路又は歩行者専用道路に利便増進誘導区域を指定する場合

構造令第39条第1項及び第40条第1項に規定する幅員（自転車歩行者専用道路については4 m、歩行者専用道路については2 m）が確保されていること。

イ 占用許可に係る基準への適合

利便増進誘導区域の指定に際しては、占用が具体的に見込まれる歩行者利便増進施設等の占用許可に係る場所の基準に適合する場所を指定することにより、当該区域内における個々の占用許可の審査の合理化を図ることができることから、原則として、以下の(ア)～(エ)に掲げる基準に適合する場所を指定することとされた。

(ア) 占用が見込まれる歩行者利便増進施設等が地面に接する部分が車道以外の道路の部分であること。(令第10条第1号イ関係)

なお、令第10条第1号イ(4)の規定により、地面に接する部分が歩道であるとき、その場所は歩道内の車道に近接する部分に限られないこととなるから留意すること。

(イ) 原則として道路の交差し、接続し、又は屈曲する部分以外の道路の部分であること。(令第10条第1号ハ関係)

(ウ) 占用施設である道路の上空通路、地下通路等が利便増進誘導区域に含まれる場合には、これらの通路等の設置目的を害さない場所で、かつ、当該通路等の占有者が構造上安全と認めた場所であること。

(エ) 近傍に視覚障害者誘導ブロックが設置されている場合には、当該ブロックとの間に十分な離隔を確保すること。

(2) 歩行者利便増進施設等の内容

改正令による改正後の道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第16条の2の規定により、歩行者利便増進施設等は、法第32条第1項第1号又は第4号から第7号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、以下のア～カのものとしてされた。

ア 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの

イ ベンチ、街灯その他これらに類する工作物で歩行者の利便の増進に資するもの

ウ 標識、旗ざお、幕又はアーチで歩行者の利便の増進に資するもの

エ 食事施設、購買施設その他これらに類する施設で歩行者の利便の増進に資するもの

オ 令第11条の10第1項に規定する自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの

カ 次に掲げるもので、集会、展示会その他これらに類する催しのため設けられ、かつ、歩行者の利便の増進に資するもの

(ア) 広告塔その他これに類する工作物

(イ) 露店、商品置場その他これらに類する施設

(ウ) 看板、旗ざお、幕及びアーチ

(3) 歩行者利便増進施設等の占用の場所

(1) イ (ア) ~ (エ) に掲げる基準に適合する場所を利便増進誘導区域に指定することにより、歩行者利便増進施設等が利便増進誘導区域内に設けられることが確認されれば、これらの基準を満たすものと取り扱うことができるものであるから、歩行者利便増進施設等の占用の場所については、利便増進誘導区域内であることのほか、以下のア及びイに掲げるとおりとされた。

ア 道路の上空に設けられる部分の最下部と路面との距離を確保すること。

(令第10条第1号ロ関係)

イ 占用施設である道路の上空通路、地下通路等に食事施設等及び露店が設置される場合には、関係法令の規制に抵触しないことが当該通路等の占用者により疎明されていること。

(4) 利便増進誘導区域の指定に係る警察署長との協議への対応上の留意事項

法第33条第3項の規定により、道路管理者が利便増進誘導区域を指定するに当たっては、以下に掲げる書面を用い、事前に当該区域を管轄する警察署長に協議することとされた。

ア 道路台帳の図面に利便増進誘導区域の範囲を示したものと及びその断面図等

イ 歩行者交通量調査結果（歩道等の必要となる有効幅員を確認するため）

ウ 利便増進誘導区域に指定する場所及び沿道等周辺の状況が分かる写真等の資料（車両出入口の配置や店舗等の立地状況を確認するため）

エ 想定される歩行者利便増進施設等及びその配置イメージを示した資料
この場合において、当該区域を管轄する警察署長は、歩行者交通量の増加、歩行者動線の変化等、当該区域における道路交通への影響を勘案するとともに、交通の安全と円滑を確保する観点から、歩行者利便増進施設等の設置を誘導する区域として指定することが妥当な場所か、歩行者の動線を確保する上で適切な指定の態様であるか、また、緊急通行車両や歩行者が通行可能な有効幅員が確保されているか否かなどを確認し、歩行者利便増進施設等の設置に伴う道路使用許可の対応に関しても、適切に意見を申し入れること。

また、利便増進誘導区域の指定の後、当該区域内における個別の歩行者利便増進施設等の設置が道路使用許可を必要とする場合には、道路占用許可に係る協議及び道路使用許可の申請が見込まれることから、当該区域の指定に係る協議に応じるに当たっては、上記(1)イ及び(3)の道路管理者による取扱いを踏まえつつ、設置が具体的に見込まれる歩行者利便増進施設等に応じて、道路使用の場所として適当であるかといった観点から対応することと

し、個別の歩行者利便増進施設等の設置に係る協議及び審査における負担の軽減及び処理の迅速化を図ること。

5 公募占用制度の概要と対応上の留意事項

(1) 公募占用制度の導入

ア 道路管理者は、利便増進誘導区域において法第32条第1項又は第3項の規定による許可の申請を行うことができる者を公募により決定することが、道路占用者の公平な選定を図るとともに、歩行者利便増進道路の歩行者の利便の増進を図る上で特に有効であると認められる歩行者利便増進施設等（以下「公募対象歩行者利便増進施設等」という。）について、道路の占用及び公募の実施に関する指針を定めることができることとされた（法第48条の23第1項）。

イ 歩行者利便増進道路に公募対象歩行者利便増進施設等を設置するため道路を占用しようとする者は、公募対象歩行者利便増進施設等のための道路の占用に関する計画（以下「歩行者利便増進計画」という。）を作成し、法第48条の26第1項の規定によるその歩行者利便増進計画が適当である旨の認定を受けるための選定の手続に参加するため、これを道路管理者に提出することができることとされた（法第48条の24第1項）。

ウ 道路管理者は、法第48条の24第1項の規定により公募対象歩行者利便増進施設等を設置するため道路を占用しようとする者から歩行者利便増進計画が提出されたときは、当該歩行者利便増進計画が基準に適合しているかどうかを審査しなければならない（法第48条の25第1項及び第2項）、道路の機能を損なうことなく当該道路の歩行者の利便の増進を図る上で最も適切であると認められる歩行者利便増進計画を提出した者を占用予定者として選定し（法第48条の25第4項）、占用予定者にその旨を通知しなければならないこととされた（法第48条の25第6項）。

エ 道路管理者は、占用予定者が提出した歩行者利便増進計画について、道路の場所を指定して、当該歩行者利便増進計画が適当である旨の認定をし（法第48条の26第1項）、当該認定をした日及び認定の有効期間並びに指定した道路の場所を公示しなければならないとされた（法第48条の26第2項）。

オ エの認定を受けた者（以下「認定計画提出者」という。）は、認定を受けた歩行者利便増進計画（以下「認定歩行者利便増進計画」という。）を変更しようとする場合においては、道路管理者の認定を受けなければならないこととされた（法第48条の27第1項）。

カ エの認定がされた場合においては、当該認定を受けた者以外の者は、当

該道路の場所については、道路占用許可の申請をすることができないこととされた（法第48条の28第4項）。

キ なお、エの認定の有効期間は20年以内と長期間にわたって設定できるととされており（法第48条の23第4項）、占用の期間を短期間に限る特段の事情がない限り、年度の途中から占用を開始した場合に当該占用の終期を年度末とする場合を考慮して、19年以上20年以内の期間を、エの認定の有効期間として設定することが基本となる。

なお、歩行者利便増進計画に基づきなされる道路の占用期間は最長で5年とされた。

- (2) 歩行者利便増進計画の評価に係る警察署長との協議への対応上の留意事項
法第48条の25第3項の規定により、道路管理者は、当該計画の評価を行おうとする場合において、当該評価に係る歩行者利便増進計画に従って公募対象歩行者利便増進施設等を設置する行為が道路交通法第77条第1項の適用を受けるものであるときは、あらかじめ当該歩行者利便増進計画に記載された道路の占用の場所を管轄する警察署長に協議しなければならないこととされた。

道路管理者から公募占用通知別記様式2を用いて協議がなされることとなるが、当該協議を受けた場合において、交通の安全と円滑に支障を生ずるおそれがある歩行者利便増進計画の提出者が占用予定者として選定されることは適当でないことから、当該計画に基づき、長期間にわたり道路占用が行われ得ることを踏まえた上で、当該計画の認定後に、円滑に道路使用許可に係る審査を行うことができるよう、内容を十分に把握するとともに、交通管理上必要な意見を道路管理者に申し入れること。

なお、法第48条の27第1項の規定により、歩行者利便増進計画の変更の認定を行おうとする場合であって、当該変更後の歩行者利便増進計画による公募対象歩行者利便増進施設等の設置が道路使用許可を必要とするときは、当該占用の場所を管轄する警察署長への協議を行うこととされたので、同様に対応されたい。

6 認定歩行者利便増進計画に基づく道路の占用の許可に係る協議

- (1) 認定歩行者利便増進計画に基づく道路の占用の許可

認定計画提出者は、認定歩行者利便増進計画に従って公募対象歩行者利便増進施設等を設置しなければならず、原則として、歩行者利便増進計画の認定（変更の認定を含む。）の公示日から起算して15日以内に、当該計画に基づいた道路占用許可申請書を提出しなければならないものとされた。

また、道路管理者は、当該計画の提出者から当該計画に基づき第32条第1

項又は第3項の規定による許可の申請があった場合においては、原則として、道路占用許可申請書の提出を受けた日から起算して1週間以内に、道路占用許可を与えなければならないとされた。

(2) 認定歩行者利便増進計画に基づく道路の占用の許可に係る協議への対応上の留意事項

上記(1)の行為が、道路交通法に基づく道路使用許可を必要とするときは、従前の占用許可の手続のとおり、法第32条第5項の規定により、道路管理者はあらかじめ当該占用の場所を管轄する警察署長への協議を行うこととなる。

歩行者利便増進道路の指定段階から、歩行者利便増進計画の評価に至るまで、上記のとおり、重層的な協議を行うことにより、交通の安全と円滑の確保がなされていると見込まれることから、道路占用許可の段階における協議に対しては、これまでの協議を踏まえ、迅速に対応すること。

この点、道路管理者は、道路占用許可申請書の提出を受けた日から起算して1週間以内に、道路占用許可を与えることとされたことを踏まえ、事前に、歩行者利便増進計画の内容を十分に把握するとともに、専決区分を整備するなど、当該協議へ迅速に対応することができるよう配慮すること。

また、周辺の交通実態等について歩行者利便増進計画の評価を行った時点では予想されなかった変化があり、警察署長から認定歩行者利便増進計画の変更を求められた場合には、道路管理者は、当該計画の提出者に当該計画の変更申請を求め、変更後の認定歩行者利便増進計画に基づいた道路占用許可申請書を提出させるものとされた。

7 認定計画提出者による道路使用許可に係る対応

(1) 道路使用許可申請と道路占用許可申請の一括受付の実施

上記5(2)のとおり、道路管理者は、歩行者利便増進計画の評価を行おうとする場合において、同計画に基づき行われる行為が道路交通法第77条第1項の適用を受けるものであるときは、警察署長と協議することとされており、警察署長との協議が調ったものを認定することとなる。

そのため、認定歩行者利便増進計画に基づき行われる行為は、いわば警察署長との事前調整が調っているものと評価できること、また、法第48条の28第2項の規定により、道路管理者は、認定計画提出者から同計画に基づき道路占用許可の申請があった場合には、許可しなければならないこととされていることを踏まえ、認定計画提出者からの道路使用許可に係る申請については、道路交通法第78条第2項及び法第32条第4項の規定に基づき、一括受付を行うこととし、歩行者利便増進道路の指定を行う道路管理者と同指定段階から所要の調整を行うこと。

なお、その際に取り組むべき事項については、別添のとおりとする。

(2) 道路使用許可に係る審査の迅速化等

認定計画提出者から同計画に基づく行為に係る道路使用許可の申請がなされた場合には、上記6(2)のとおりであることから、道路使用許可に係る標準処理期間にかかわらず、迅速に審査を行うとともに、速やかに許可をすること。

(3) 合理的な道路使用許可期間の設定

道路使用許可の期間をどの程度とするかについて、法令の明文の規定はないが、行為の目的、場所、方法又は形態及び一般交通の実態等を勘案し、交通管理上必要と認められる期間とする必要があると考えられる。

この点、認定歩行者利便増進計画に基づきなされる道路の占有が一定程度長期にわたり保証されることを踏まえ、当該計画に基づく行為が、道路交通法第77条第1項第2号に該当する行為である場合に限らず、露店、屋台店等の道路交通法第77条第1項第3号に該当する行為である場合においても、道路占有許可の期間（最長5年）と同一の期間とすることも可能となると見込まれるから、前例にとられることなく、当該計画に基づく行為に係る道路使用許可について、特段の事情がない限り、道路占有許可の期間と同一の期間を設定し、認定計画提出者の負担を軽減するよう努められたい。

担当 交通規制課 規制第一係

参考添付省略